

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年8月24日(2006.8.24)

【公開番号】特開2005-275678(P2005-275678A)

【公開日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-039

【出願番号】特願2004-86519(P2004-86519)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/00 (2006.01)

G 01 C 21/00 (2006.01)

G 06 F 17/30 (2006.01)

G 08 G 1/123 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 1 2 G

G 01 C 21/00 G

G 06 F 17/30 1 7 0 C

G 08 G 1/123 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年7月10日(2006.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

配車サービス支援装置が、

利用者から配車希望位置、目的地の情報、配車サービスを受けるまでの時間を優先するか、料金を優先するかの情報を含む配車サービス要求を受付け、時間優先要求か料金優先要求かに応じて配車開始位置から配車希望位置に至る最短経路を地図データベースから検索する第1のステップと、検索した経路で配車サービスを車両に指示する第2のステップとを備えることを特徴とする配車サービス支援方法。

【請求項2】

前記第1のステップにおいて、利用者の許容時間内または許容距離内で配車希望位置から利用者が移動することによって、新しい待ち合わせとなりうる待ち合わせ候補地が存在するかどうかを地図データベースから検索し、検索した各待ち合わせ候補地と前記配車希望位置を含めた候補地のうち配車指示待ちとなっている複数の車両の現在位置から料金優先要求、時間優先要求に応じた最短経路となる待ち合わせ候補地及び最適車両を選択し、その選択した待ち合わせ候補地を最適待ち合わせ場所として利用者に通知し、利用者から前記最適待ち合わせ場所への移動が可能である旨の指示を受けている条件、または移動可能である旨の応答を受けた条件で前記最適車両に対し第2のステップで配車指示を行い、かつ利用者に対しても前記最適待ち合わせ場所への移動を指示することを特徴とする請求項1に記載の配車サービス支援方法。

【請求項3】

配車サービス支援装置が、

利用者から配車希望位置、目的地の情報、配車サービスを受けるまでの時間を優先するか、料金を優先するかの情報を含む配車サービスに係る情報提供要求を受付け、時間優先要求か料金優先要求かに応じて配車開始位置から配車希望位置に至る最短経路を地図データ

タベースから検索する第1のステップと、検索した経路における利用料金と配車希望位置までの車両の到達時間を利用者に通知する第2のステップとを備えることを特徴とする配車サービス支援方法。

【請求項4】

前記第1のステップにおいて、利用者の許容時間内または許容距離内で配車希望位置から利用者が移動することによって、新しい待ち合わせ場所となりうる待ち合わせ候補地が存在するかどうかを地図データベースから検索し、検索した各待ち合わせ候補地と前記配車希望位置を含めた候補地のうち配車指示待ちとなっている複数の車両の現在位置から料金優先要求、時間優先要求に応じた最短経路となる待ち合わせ候補地及び最適車両を選択し、その選択した車両が前記最適待ち合わせ位置に到達するまでの利用料金と時間を前記第2のステップにおいて利用者に通知することを特徴とする請求項3に記載の配車サービス支援方法。

【請求項5】

利用者から配車希望位置、目的地の情報、配車サービスを受けるまでの時間を優先するか、料金を優先するかの情報を含む配車サービス要求を受付け、時間優先要求か料金優先要求かに応じて配車開始位置から配車希望位置に至る最短経路を地図データベースから検索する第1の手段と、検索した経路で配車サービスを車両に指示する第2の手段とを備えることを特徴とする配車サービス支援装置。

【請求項6】

前記第1の手段は、利用者の許容時間内または許容距離内で配車希望位置から利用者が移動することによって、新しい待ち合わせ場所となりうる待ち合わせ候補地が存在するかどうかを地図データベースから検索し、検索した各待ち合わせ候補地と前記配車希望位置を含めた候補地のうち配車指示待ちとなっている複数の車両の現在位置から料金優先要求、時間優先要求に応じた最短経路となる待ち合わせ候補地及び最適車両を選択し、その選択した待ち合わせ候補地を最適待ち合わせ場所として利用者に通知し、利用者から前記最適待ち合わせ場所への移動が可能である旨の指示を受けている条件、または移動可能である旨の応答を受けた条件で前記最適車両に対し第2の手段により配車指示を行い、かつ利用者に対しても前記最適待ち合わせ場所への移動を指示することを特徴とする請求項5に記載の配車サービス支援装置。

【請求項7】

利用者から配車希望位置、目的地の情報、配車サービスを受けるまでの時間を優先するか、料金を優先するかの情報を含む配車サービスに係る情報提供要求を受付け、時間優先要求か料金優先要求かに応じて配車開始位置から配車希望位置に至る最短経路を地図データベースから検索する第1の手段と、検索した経路における利用料金と配車希望位置までの車両の到達時間を利用者に通知する第2の手段とを備えることを特徴とする配車サービス支援装置。

【請求項8】

前記第1の手段は、利用者の許容時間内または許容距離内で配車希望位置から利用者が移動することによって、新しい待ち合わせ場所となりうる待ち合わせ候補地が存在するかどうかを地図データベースから検索し、検索した各待ち合わせ候補地と前記配車希望位置を含めた候補地のうち配車指示待ちとなっている複数の車両の現在位置から料金優先要求、時間優先要求に応じた最短経路となる待ち合わせ候補地及び最適車両を選択し、その選択した車両が前記最適待ち合わせ位置に到達するまでの利用料金と時間を前記第2の手段により利用者に通知することを特徴とする請求項7に記載の配車サービス支援装置。